

報 告 第 2 2 号

平成28年度新居浜市継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、平成28年度新居浜市公共下水道事業特別会計継続費の精算を次のとおり報告する。

平成29年9月5日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

平成28年度 新居浜市公共下水道事業特別会計継続費精算報告書

( 公共下水道事業特別会計 )

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画					実 績					比 較								
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳						
					特 定 財 源					特 定 財 源					特 定 財 源						
					国庫支出金	県 支出 金	地方債	その他		一般財源	国庫支出金	県 支出 金	地方債		その他	一般財源	国庫支出金	県 支出 金	地方債	その他	一般財源
2	1	雨水ポンプ場改築事業 (江の口雨水ポンプ場 ポンプ設備、計装、監 視制御設備)	27	28,000,000	14,000,000	-	12,600,000	-	1,400,000	28,000,000	14,000,000	-	12,600,000	-	1,400,000	0	0	-	0	-	0
			28	133,000,000	66,500,000	-	59,900,000	-	6,600,000	133,000,000	66,500,000	-	59,900,000	-	6,600,000	0	0	-	0	-	0
			計	161,000,000	80,500,000	-	72,500,000	-	8,000,000	161,000,000	80,500,000	-	72,500,000	-	8,000,000	0	0	-	0	-	0

参照条文

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（継続費）

第145条（省略）

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 （省略）

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（決算）

第233条（省略）

2～4（省略）

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するにあつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 （省略）